

Ⅲ 出荷団体及び生産者の機構への登録

出荷団体及び生産者が指定野菜価格安定対策事業、契約指定野菜安定供給事業及び緊急需給調整事業に加入するためには、機構の登録を受ける必要があります。この登録を受けることができるのは、平成14年の野菜法の改正までは、出荷団体に限られていましたが、Iでも述べたように、大規模な野菜生産者が増加し、野菜供給の担い手として重要性を増していることから、一定規模以上の生産者も登録を受けた上で、指定野菜価格安定対策事業等に直接加入できるようになりました。

その登録を受けるための要件及び手続は以下のとおりです。

なお、この登録は指定野菜価格安定対策事業、契約指定野菜安定供給事業又は緊急需給調整事業に共通であり、既に指定野菜価格安定対策事業で登録を受けている出荷団体又は生産者（以下「出荷団体等」といいます。）は契約指定野菜安定供給事業又は緊急需給調整事業に参加するために新たに登録を受ける必要はありません。

1. 出荷団体の登録要件

登録を受ける資格を有する出荷団体は、少なくとも一つの野菜指定産地の区域の全部をその活動地区の全部又は一部とする①農業協同組合、②農業協同組合連合会、③事業協同組合（商業協同組合など）、④協同組合連合会又は⑤農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が主な構成員となっている団体となっています（野菜法第11条第1項、業務方法書第86条第1項）。

なお、これらの団体のうち、③と④は、登録を受ける前3年間の各年において野菜指定産地の区域内で生産された指定野菜（以下「対象野菜」といいます。）をその生産者の委託を受けて出荷した実績がなければならないものとなっています（施行規則第5条第1号、業務方法書第86条第1項）。また、⑤の団体は、対象野菜の出荷の委託を受けた生産者に対する生産者補給金の交付及び負担金の分担の方法が衡平を欠くものでないこと、代表者の選任の手続を明らかにしていること、代表権の範囲を不当に包括的なものとしていないこと及び意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないことの要件を備えている規約を有するものに限られています（施行規則第5条第2号）。

その他、いくつかの市町村が野菜指定産地の区域として指定されている場合、出荷団体はその区域の全部が活動地区として定款や規約で指定されていることが

必要ですので注意してください。複数の野菜指定産地が指定されている場合は、そのうちの一の野菜指定産地が上記のように定款等に規定されている活動地区の要件を満たせば、登録資格を有することとなります。なお、交付予約できる野菜の種別は、③と④の団体（2に掲げる生産者も同様です。）を除き、資格を有することとなった種別に限りません。

2. 生産者の登録要件

(1) 作付面積要件

登録を受ける資格を有する生産者は、対象野菜を出荷する者であって、当該対象野菜の作付面積がおおむね2ヘクタールに達しているものです（野菜法第11条第2項、施行規則第6条、業務方法書第86条第2項）。

なお、この生産者には、対象野菜を出荷する個人又は法人その他の団体が含まれます。この場合、法人格のないものについては、2以上の者が、生産、出荷及び収支決算を共同して行っているもの（以下「協業経営体」といいます。）であって、その旨を規約で定めているものに限られます（「指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業の実施について」（平成14年8月2日付け14生産第3628号農林水産省生産局長通知。以下「事業実施通知」といいます。）の記の1の(1)及び(2)）。

この「共同して行う」ことの基準は、次の第Ⅲ－1表のとおりです。

第Ⅲ－1表 2以上の者が、生産、出荷及び収支決算を共同で行うことの基準

生産を共同して行う基準	2以上の者が次に掲げる事項のすべてを行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・生産資材及び機械若しくは施設等の共同購入又は生産資材の共同購入及び機械若しくは施設等の共同利用 ・品種及び作付体系の統一 ・播種、防除及び収穫の基幹作業の共同実施
出荷を共同して行う基準	2以上の者が選別及び集荷を共同で行うこと。
収支決算を共同して行う基準	2以上の者が共同で出荷した野菜の販売金額をプールして分配すること。

(2) 面積要件の詳細

ア. (1) の面積要件は、少なくとも一つの野菜指定産地の区域内で満たされる必要があります（事業実施通知の記の1の(1)）。このため、例えば、同一種類の野菜について、AとBの野菜指定産地が隣接している場合、A、Bの区域内でそれぞれ1ヘクタールずつ合計2ヘクタール作付けする場合は、登録を受けることはできません。また、複数県にわたる場合で作付面積が2ヘクタール以上となる時も、上記の理由から対象となりません。

イ. (1) の作付面積要件における「おおむね」の考え方は次のとおりです（事業実施通知の記の1の(3)）。

(ア) 数値の8割（例えば、「おおむね2ヘクタール」の場合は「1.6ヘクタール」）となります。

(イ) 登録を受けようとする生産者のほ場が、複数の野菜指定産地として重複して指定された区域にある場合の作付面積は、当該複数の野菜指定産地において生産される指定野菜の作付面積を合計したものとなります。作付面積を合計できる指定野菜の組合せは、次の第Ⅲ－2表の類別及び季節区分ごとの対象野菜に限ります。

第Ⅲ－2表 作付面積を合計することができる対象野菜

類別	季節区分	対象野菜
葉茎菜類 根菜類	春もの	春キャベツ、春だいこん、春夏にんじん、春ねぎ、春はくさい、春レタス、ほうれんそう、ばれいしょ、たまねぎ
	夏秋もの	夏秋キャベツ、夏だいこん、秋にんじん、夏ねぎ、夏はくさい、夏秋レタス、秋冬さといも、ほうれんそう、ばれいしょ、たまねぎ
	冬春もの	冬キャベツ、秋冬さといも、秋冬だいこん、冬にんじん、秋冬ねぎ、秋冬はくさい、冬レタス、ほうれんそう、ばれいしょ、たまねぎ
果菜類	夏秋もの	夏秋きゅうり、夏秋トマト、夏秋なす、夏秋ピーマン
	冬春もの	冬春きゅうり、冬春トマト、冬春なす、冬春ピーマン

したがって、例えば、複数の野菜指定産地として重複して指定された地域において、同一作期の夏秋レタス1ヘクタール、夏秋キャベツ1ヘクタールを作付けしている場合、合計で2ヘクタールとなるので要件を満たしますが、作期の異なる春レタス（主な出荷時期4-5月）を1ヘクタール、夏秋レタス（同6-10月）を1ヘクタール作付けしている場合は、単純に合計すれば2ヘクタールとなりますが、要件は満たさないこととなります。

なお、ほうれんそう、ばれいしょ及びたまねぎについては、記載されているそれぞれの季節区分に該当するものとして位置づけられていますので、例えば、「春もの」の春ねぎの後作として「夏秋もの」のばれいしょを作付けている場合等異なる季節区分のものが前後作として作付けが行われている場合は、同一季節区分とみなされないことから、作付面積を合算することはできません。

(ウ) ほうれんそう等のように一つの対象野菜が1年間で複数回にわたり作付けされる場合の当該対象野菜の作付面積は、当該回数分の作付けに係る延べ面積となります。

(3) 面積要件等の確認

機構が、登録を受けようとする生産者又は登録生産者の作付面積等を確認する方法は、次のとおりです（業務方法書第87条及び第88条）。

ア. 登録申請時に、登録を受けようとする生産者の当該年又は当該年1年前の対象野菜の作付面積が(1)の要件を満たしているかどうかを確認します。

イ. 登録後においては、業務方法書に定める業務区分ごとの生産者補給交付金等の交付に関する申込期限（登録された対象野菜が複数の種別に係る場合にあっては、これら対象野菜に係る業務区分の申込期限のうち最初に始まる業務区分の申込期限）までに、登録簿に記載された対象野菜の前年の作付面積及び当該年の作付計画面積の報告に基づき、当該対象野菜の作付面積が(1)の要件を満たしているかどうかを確認します。

なお、これらの確認は効率的かつ的確に行う観点から、機構は対象野菜の生産現場に近い都道府県の野菜価格安定法人（以下「県法人」といいます。）等にその業務の一部を委託して実施しています。

3. 登録の手続

(1) 登録の申請

1又は2の資格を備えている出荷団体等が登録を受けようとする場合は、登録申請書に所要の添付書類を添えて機構に提出していただく必要があります(業務方法書第87条、実施細則第1条)。

登録申請の書類は、具体的には次のとおりとなっています。

ア. 出荷団体(実施細則別記様式第1-1号)

登録申請書に、申請者の名称、事務所の所在地、代表者氏名及び地区を記載し、定款又は規約、登記簿謄本又は抄本(代表者の氏名及び住所を記載した書面)、出荷委託契約書(農業協同組合又は農業協同組合連合会以外の法人は、出荷に関する委託関係等登録出荷団体たる資格を有することを証明する書面)、対象野菜の種別ごとの過去3年間の出荷実績を添付します。

イ. 生産者(実施細則別記様式第1-2号)

(ア) 個人

登録申請書に、申請者の氏名、住所、野菜指定産地名及び当該野菜指定産地の区域内で生産される対象野菜名を記載し、当該対象野菜の作付面積が2の(1)の要件に達していることを証明する書面を添付します。

なお、この添付資料については、次のことに留意してください。

- ① 対象野菜の作付けをする農地が所在する市町村の農業委員会が発行する耕作証明書(様式例1)、農地台帳(様式例2)又は農地の利用権設定に係る契約書等の写しを添付してください。そして、これらの面積を合計したものが申請書の作付面積の数値に合致するようにしてください。このほか、農地の地図(写)を添付していただく場合があります。
- ② 付属資料として、対象野菜の種別ごとの直近3ヵ年の出荷実績を月ごとに整理したものを添付してください。さらに、これを証するものとして直近年の少なくとも1日の出荷量がわかる出荷実績表等を添付していただきます。出荷実績表等に代わるものとして、日々のお荷先、出荷数量を記入した台帳の写しでもかまいませんが、第三者による証明が必要です。このため、例えば1ヵ月のうち機構が指定した1日分のお荷伝票の写しを添付してください。お手数ですが、作付面積の確認という観点から是非とも必要となりますのでよろしくお願ひします。

なお、登録生産者が死亡された場合で、その農業経営（野菜作に限る。）の全部を継承した生産者にあつては、上記のような登録事務手続を新たに行う必要はなく、「全部を継承した」旨の届出を機構に行つていただければ結構です。

③作付面積の確認については、①及び②によるものと併せて、機構から県法人等に委託して行つてもらふこととしています（様式例3）。

（イ）法人その他の団体

登録申請書に、申請者の名称、事務所の所在地、代表者氏名、野菜指定産地名及び当該野菜指定産地の区域内で生産される対象野菜名を記載し、当該対象野菜の種別別作付面積が2の(1)の要件に達していることを証明する書面、当該団体の定款又は規約（参考として設立総会議事録）、登記簿謄本又は抄本を添付します。作付面積に係る添付資料の留意事項はアと同様です。これらに加えて、その他の団体（協業経営体）の場合については、2の(1)で説明したように、別途2以上の者が、生産、出荷及び収支決算を共同して行っていることが要件となっていますから、それを証明する書面、直近の作業日誌、種子等の共同購入伝票、栽培管理の規定、直近の決算書や販売代金計算書、振込書等の写し等を添付して下さい。このような「共同」に関する確認についても、作付面積の確認と併せて機構から県法人等に委託して行つてもらふこととしています（様式例4）。

（2）登録簿への登録

機構は、出荷団体等から登録申請書を受領した場合には、その出荷団体等が①1又は2の要件を満たしていないとき、②以前に登録を取り消され（取消しの要件は4の(2)を参照）、その取消しの日から3年を経過していないときを除き、登録簿に登録します（業務方法書第87条第2項）。

登録簿に登録したときは、機構は登録を申請した出荷団体等、当該対象野菜が生産される野菜指定産地をその区域内に含む都道府県知事（以下「県知事」といいます。）及び当該県に事務所が所在し機構が登録に関する業務の一部を委託した県法人等に、書面で通知を行います（業務方法書第87条第3項）。

4. 登録後の届出等

(1) 届出事項

登録出荷団体等が、その資格を失い、又は定款や規約、代表者の氏名、事務所の所在地（個人の場合は氏名又は住所）に変更があったときは、遅滞なくその旨を書面で機構に届け出なければなりません（業務方法書第89条）。

(2) 登録の取消し

ア．機構は、登録出荷団体等に、登録出荷団体等たる資格の喪失、解散又は死亡があったときには、その登録を取り消します（業務方法書第90条第1項）。

イ．また、登録出荷団体等が、①1年間生産者補給交付金等の交付に関する申込みを行わなかったとき、②負担金の未納、登録出荷団体が生産者に補給金を交付しなかったときその他機構に対する義務を怠ったとき、③機構の業務を妨げる行為をしたとき、④法令、行政庁の処分、機構の業務方法書に違反し、その他故意又は重大な過失により、機構の信用を失わせるような行為をしたときは、登録を取り消すことができます（業務方法書第90条第2項）。

なお、機構は、この登録の取消しを行った場合には、その旨及びその理由を明らかにした書面をもって、当該出荷団体等、当該対象野菜が生産される野菜指定産地をその区域内に含む県知事及び当該県に事務所が所在し機構が登録に関する業務の一部を委託した県法人等に書面で通知します（業務方法書第90条第4項）。

(3) 登録の取消しの申請

登録の取消しには、(2)のような登録の要件を欠く場合等のほか、登録出荷団体等からの登録の取消しの申請に基づいて行う場合があります（業務方法書第91条）。

この場合、登録出荷団体等は、機構の事業年度の終わりの日の6ヵ月前までに、当該事業年度の終わりに当該出荷団体等の登録を取り消すべき旨を書面により申請します。これにより、機構は、当該登録出荷団体等の登録を当該事業年度の終わりの日に取り消します。ただし、機構の業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められた場合には、当該事業年度の終わりとは異なる日に登録を取り消す場合があります。

なお、機構は、このようにして登録の取消しを行った場合には、(2)の②と同様の相手先に同様の方法で通知します。

5. 交付予約までのその他の諸手続

(1) 供給計画の作成、提出

登録出荷団体等は、登録後、交付予約の申込みを行うにあたっては、あらかじめ供給計画(当初計画)を作成し、(登録生産者は、都道府県知事経由)農林水産省生産局長あて届出(申請)を行います。

その後、供給計画(確定計画)の届出(申請)を行います。

(重要野菜(キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ、秋冬はくさい)は、農林水産省生産局長の承認が必要なので「申請」となります。)

(2) 産地強化計画の策定、提出

指定野菜価格安定対策事業において特例申込み50又は特例申込み55(重要野菜を除く。)(Ⅳ 指定野菜価格安定対策事業3の(2)を参照してください。)の交付予約申込みを行う場合やきゅうり、トマト、なす、ピーマン、春夏にんじん及び冬レタスにおいて、生産資材費高騰時の特例の交付予約申込を行う場合及び加工業務用対応の特例の交付予約申込を行う場合は、あらかじめ産地強化計画(生産資材費高騰時の特例については、資材の利用を削減する計画。加工業務用対応の特例については、加工・業務用野菜の安定供給に関する計画。)を策定し都道府県知事に提出して、認定を受ける必要があります。(Ⅳ 指定野菜価格安定対策事業3の(6)を参照してください。)

(3) 緊急需給調整事業への加入

緊急需給調整事業は、重要野菜及び調整野菜を対象とした生産出荷団体緊急需給調整事業がありますが、登録出荷団体等は、交付予約の申込みを行う場合は、あらかじめ生産出荷団体緊急需給調整事業への加入が必要です。

なお、調整野菜(春・夏だいこん、にんじん、春・夏はくさい、レタス)については、後述の特別補給交付金等(Ⅳ 指定野菜価格安定対策事業6の(3)のアの(イ))の交付申込みを選択することができます。

(4) 交付予約の申込み

都道府県と、あらかじめ対象野菜の種類、数量、申込時期をよくご相談の上で、手続きしてください。

(参考) 指定野菜の区分

重要野菜	キャベツ(春・夏秋・冬)、秋冬だいこん、たまねぎ、秋冬はくさい
調整野菜	だいこん(春・夏)、にんじん(春夏・秋・冬)、はくさい(春・夏)、レタス(春・夏秋・冬)
一般指定野菜	きゅうり(夏秋・冬春)、秋冬さといも、トマト(夏秋・冬春)、なす(夏秋・冬春)、ねぎ(春・夏・秋冬)、ばれいしょ、ピーマン(夏秋・冬春)、ほうれんそう

6. 登録出荷団体等の現況

平成27年5月末現在の登録出荷団体は、農業協同組合が9団体、農業協同組合連合会が10団体、事業協同組合が1団体の合計20団体となっています。また、登録生産者は107者です。

なお、指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業の事務は、原則として県単位で行うこととなっていますから、複数の県に地区がまたがっている登録出荷団体等については、当該登録出荷団体等が、ある一つの県に係る指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業の事務を委任して行わせる者を機構に書面をもって通知し、機構が適当と認めた場合には、その者に当該事務を委任することができることとしています(業務方法書第98条及び第99条、第131条及び第132条等)。これに基づき、全国農業協同組合連合会は、青森県等32府県を区域とする登録出荷団体となっていますが、指定野菜価格安定対策事業の交付に関する事務については32府県地域本部に委任しています。

また、「野菜緊急需給調整費用交付金交付事業実施要領」第7の(3)の規定により、緊急需給調整事業の交付に関する事務については、33都府県等地域本部に委任しています。

様式例 1

平成〇年〇月〇日

◎〇村農業委員会

会 長 ×× ×× 殿

住 所 △△県◎〇村字□□12
願出者 氏 名 ○〇 太郎

耕 作 証 明 願

(耕作証明書)を(農畜産業振興機構)に提出するため必要なので、下記1の者(又はその世帯員)が2の農地を耕作していることを証明願います。

記

1 住 所 △△県◎〇村字□□12
氏 名 ○〇 太郎

農地のうち、対象野菜を生産しているところには◎印を、内数の場合は()書でその面積を農業委員会から証明を受けた耕作証明書に記入してください。

2 農地の所在等

町 名	地 番	地 目		地 積	自作	小作
		登記簿	現況			
				◎		
				◎ ()		
計	筆					

農委証第 ○-××××号

上 記 の と お り 証 明 す る 。

平成〇年〇月〇日

◎〇農 業 委 員 会
会 長 ×× ××

様式例2

農地台帳 (個人農家の例)

所在地	地籍 m ²	地目		所有者名	借入氏名	借入者(所在者)住所	貸付情報		備考
		台帳	現況				形態	開始日 終了日	
〇〇町1400番地	700.00	田	畑	甘藍太郎		□□町2000番地			キヤベツ
〇〇町1401番地	605.00	田	畑	甘藍太郎		□□町2000番地			キヤベツ
〇〇町1402番地	24,000.00	田	畑	甘藍太郎		□□町2000番地			水稲
〇〇町1403番地	205.00	畑	畑	甘藍太郎		□□町2000番地			キヤベツ
〇〇町1404番地	210.00	畑	畑	甘藍太郎		□□町20			キヤベツ
〇〇町1405番地	40.00	畑	畑	白菜次郎	甘藍太郎	□□町10	農地台帳の空いている所に作付け品目を記入ください。2期作している場合もその旨記入して下さい。		ほうれんそう
〇〇町1406番地	8,000.00	畑	畑	白菜次郎	甘藍太郎	□□町10			キヤベツ
××町2200番地-1	1,545.00	畑	畑	白菜次郎	甘藍太郎	□□町10			レタス
××町2200番地-2	9,600.00	畑	畑	白菜次郎	甘藍太郎	□□町1001番地			キヤベツ
××町2200番地-3	1,200.00	畑	畑	白菜次郎	甘藍太郎	□□町1001番地			キヤベツ
××町2200番地-4	1,806.00	畑	畑	大根三郎	甘藍太郎	▲▲町807番地			キヤベツ
××町2200番地-5	746.00	畑	畑	大根三郎	甘藍太郎	▲▲町807番地			キヤベツ
××町2200番地-6	809.00	畑	畑	大根三郎	甘藍太郎	▲▲町807番地			ゴボウ
××町2200番地-7	50.00	畑	畑	甘藍太郎		□□町2000番地			ゴボウ
▲▲町800番地-1	783.00	畑	畑	甘藍太郎		□□町2000番地			ゴボウ
▲▲町800番地-1	9,005.00	畑	畑	甘藍太郎		□□町2000番地			ゴボウ
▲▲町800番地-1	10,652.00	畑	畑	菜花史郎	甘藍太郎	××町857番地			ゴボウ
▲▲町800番地-1	80.00	田	畑	木売ハナ	甘藍太郎	××町2409番地			ゴボウ
▲▲町800番地-1	50,452.00	畑	畑	県公社	甘藍太郎	〇〇市〇〇町846番地			緑肥
▲▲町800番地-1	20,489.00	畑	畑	県公社	甘藍太郎	〇〇市〇〇町846番地			緑肥

注：本様式は、各農業委員会で備えてあるもの。

様式例 3 (個人又は法人の例)

対象野菜作付面積等確認書

平成〇年〇月〇日

団 体 名
氏 名 〇〇 太郎 様

公益法人等名 △△県野菜価格安定協会
代表者氏名 会長理事 〇〇 太郎 ㊤

このことについて、貴殿の対象野菜の作付面積等については下記のとおりであることを確認しましたので、報告します。

記

1 作付面積に関する事項

(1) 種別別作付面積、野菜指定産地名

種 別 名	作付面積 (h a)	野菜指定産地名
春キャベツ	10.5	◎◎東部

(2) 確認年月日 平成〇年〇月〇日

(3) 確認手法

書類確認及びヒアリング又は現地確認

◎◎村からの聞き取り

(4) 添付書類等

- ・◎◎村からの聞き取り内容

〇月〇日に◎◎村□□課長から状況を聞き取りをしたところ、〇〇氏は間違いなく3月から6月までキャベツを生産・出荷しているとのことであった。

2 協業経営体の共同作業等に関する事項【略】

様式例 4 (協業経営体の例)

対象野菜作付面積等確認書

平成〇年〇月〇日

団体名 〇〇地区出荷組合
氏名 組合長 〇〇太郎 様

公益法人等名 △△県野菜価格安定協会
代表者氏名 会長 □□次郎 ㊦

このことについて、貴組合の対象野菜の作付面積等については下記のとおりであることを確認しましたので、報告します。

記

1 作付面積に関する事項

(1) 種別別作付面積、野菜指定産地名

種別名	作付面積 (h a)	野菜指定産地名
春キャベツ	7. 1	〇〇東部
春レタス	4. 2	△△県西

(2) 確認年月日 平成〇年〇月〇日

(3) 確認手法

書類確認及びヒアリング又は現地確認
〇〇村からの聞き取り

(4) 添付書類等

- ・ 〇〇村からの聞き取り内容
〇月〇日に〇〇村□□課長から状況を聞き取りしたところ、〇〇地区出荷組合では間違いなく3月から6月までキャベツとレタスを生産・出荷しているとのことであった。

2 協業経営体の共同作業等に関する事項

(1) 2以上の者が農作業の事項のすべてを行っていることを証明する書面

- ・ 規約、事業計画、作業日誌により確認

(2) 2以上の者が選別及び集荷を共同で行っていることを証明する書面

- ・ 規約、送り状により確認

(3) 2以上の者が共同で出荷した野菜の販売金額をプールして分配していることを証明する書面

- ・ 規約、決算書により確認

(4) 確認年月日 平成〇年〇月〇日

(5) 確認手法

規約、事業計画、決算書、伝票記録により確認
〇〇村から聞き取り

(6) 添付書類等

- ・ 〇〇村への聴取内容等
〇月〇日に〇〇村△△課長から状況を聞き取りしたところ、〇〇地区出荷組合は12戸の農家が共同で農作業、出荷、販売を行っているとのことであった。

〈参考〉 野菜関係事業の適正な執行について

機構では、平成 26 年 5 月に開催した実務担当者説明会において、以下の文書を関係団体の皆様に配布したところですが、引き続き事業の適正な執行をよろしく願っています。

野菜関係事業の適正な執行について

野菜需給部
野菜業務部

1. 独立行政法人改革等に関する基本的な方針

平成 25 年 12 月 24 日に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用について、以下のとおり見直しされることとなりました。

法人が運営費交付金等を用いて、個人、団体等に対して資金の助成、給付を行う事務・事業

【制度・運用の見直し事項】

- 不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。
- 不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る。
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金等適正化法」という。）が適用又は準用される補助金・助成金等については、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が科せられることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。

2. 適正な事業執行に向けての取組み

指定野菜価格安定対策事業や契約指定野菜安定供給事業などの制度事業及び契約野菜収入確保モデル事業や緊急需給調整事業などの補助事業については、要領等の関係規程に不正受給等に係る事項が既に規定されています。

野菜価格安定法人及び登録出荷団体等の関係団体においては、これまでも諸規定に基づき適正な実施を心掛けていただいているところですが、このたびの本基本方針を踏まえ、適正な執行に向けての一層の取組みをお願いします。

具体的には、農協等への事業説明用パンフレットや会議資料等に、本基本方針を踏まえて事業の適正執行について記載していただき、広く関係者に周知していただくなどの取組みをお願いします。

なお、機構におきましても、事業の適正な執行を確認するための交付金調査や補助事業に係る現地調査を引き続き行う予定にしていますので、ご理解とご協力の程よろしく願います。